

半田醸芳小学校いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、児童の尊厳を侵すものである。

伊達郡桑折町立半田醸芳小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめ防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第11条の規定に基づき、「桑折町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を踏まえて、「桑折町立半田醸芳小学校いじめ防止基本方針」をここに定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 基本理念

- (1) いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

3 いじめに対する基本的な考え方（基本方針）

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法 第2条より）

◇ この定義を受けて、個々の行為がいじめに当たるか否かは、以下の4点を踏まえて認知することが大切である。

※いじめの認知の方針として

- ① いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人も否定する場合があるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（学校いじめ防止対策委員会等）を活用すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

◇ いじめ認知について

※ 平成28年3月18日付け文部科学省「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（通知）より

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。

よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

〈具体的ないじめの状態（例）〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると。その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかたあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いやずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

（２）いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」
 - ② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、各学年、養護教諭、桑折町スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、桑折町スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）
- ※ 必要に応じて
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

（３）いじめの未然防止のための取組

- ① いじめを許さない学校づくり
 - 「いじめは人間として絶対に許されない」指導
 - 好ましい人間関係の醸成
児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 学びの基礎となる望ましい学級・集団づくり
児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 分かる・できる授業の実践（日々の授業の充実）
 - めあてとまとめの整合性
 - 発問や板書の工夫

- 校内研修での授業実践・改善
- ④ 相談体制の整備
 - HyperQ-U の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
 - 定期の「学校生活アンケート」後に学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ⑤ 縦割り班活動の充実

縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とのコミュニケーション能力を身に付けさせる。
- ⑥ インターネットを通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネット（メール、ラインを含む）に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ⑦ 学校相互間の連携協力体制の整備

町内の小中学校や幼稚園、保育所と情報交換や交流学习を行う。
- ⑧ 教職員の意識の向上を図る

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑨ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

（４）いじめの早期発見のための取組

- ① 実態把握
 - 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
 - 日常観察、ノート、日記指導等はもちろんのこと、面接週間や定期的なアンケートの実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ② 指導体制
 - 組織的指導体制の構築
 - ・ 校長を中心に一致協力体制の確立
 - ・ 職員会議などで対応マニュアル等の共通理解
 - 関係者・関係機関との連携
 - ・ S C， S S Wとの連携
 - ・ P T Aとの連携，協議

児童に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

（５）いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を経由して校長に報告する。
 - 憶測を入れない
 - 些細なことでも報告
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや苦しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	実態調査（アンケート等） ・面談の実施計画	校内研修計画（いじめ防止のための会議等）	学校評価計画	保護者・地域等
4月	生徒指導委員会			学校経営・運営ビジョンの提示	P T A 全体会 学級懇談会 ・学校経営，学級経営についての説明 ・保護者との情報交換 家庭訪問 ・保護者との情報交換 町不登校対策シート作成
5月		第1回心のアンケート（いじめに関する）			第1回学校警察連絡協議会 ・関係機関との連携
6月	生徒指導委員会 第1回生徒指導協議会	アンケート Q U	第1回校内研修（いじめ防止対策会議） ・未然防止と早期発見	第1回学校評価アンケート実施	町いじめ問題対策連絡協議会
7月					学級懇談会 ・「いじめ防止基本方針」の説明と啓発 ・保護者との情報交換
8月 9月	生徒指導委員会 第2回生徒指導協議会		第2回校内研修（いじめ防止対策会議） ・いじめの対応		不登校・いじめ等対策推進事業（域別研修会） 第1回町生徒指導委員会
10月					
11月		第2回心のアンケート（いじめに関する） 生活アンケート			第2回学校警察連絡協議会 ・関係機関との連携
12月				第2回学校評価アンケート実施	個別懇談 ・保護者との情報交換

1 月					第 2 回町生徒指導委員会
2 月					P T A総会 学級懇談会 ・ 学校評価結果の公表 ・ いじめ防止についての成果と課題、改善策年間評価報告
3 月					

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討するものとする。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、桑折町教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査と対処

- ① 重大事態が発生した場合は、学校が主体となって調査を行う場合と、弁護士、精神科医、S C、S S W等の専門的知識を有するもののほか、学校の設置者として町教育委員会が主体となって調査を行う場合がある。その判断については、町教育委員会が行う。
従って、町教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「桑折町立半田醸芳小学校いじめ調査委員会」を設置して積極的に取り組む。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等をふまえる。
- ④ 調査内容や方法等については、「桑折町いじめ問題対策連絡協議会」との連携のもとに進め、調査結果を桑折町教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果をふまえ、必要な措置をとる。

重大事態への対応

